

高知県消費者教育推進計画(案)の概要

県民生活・男女共同参画課

第1章 計画の趣旨

計画策定の目的 被害に遭わない自立した消費者にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成するために、市町村や学校教育、関係団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的、体系的に推進していくことを目的として策定する。

計画の位置付け

消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく計画

計画期間

平成29年度～平成34年度(6年間)
3年で中間的な見直しを実施

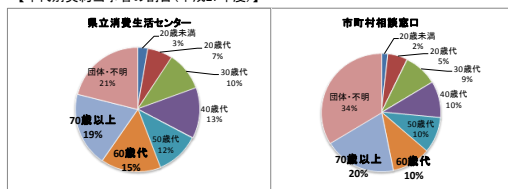
第2章 消費者を取り巻く現状と課題

第1節 高知県における消費生活相談の状況等

- 平成27年度の消費生活相談受付件数は県3,075件、市町村2,532件
- 60歳以上の高齢者からの相談が3割を占める
- 幅広い年代でインターネットの利用に伴う相談が多い

課題 高齢者の消費者被害やインターネットに関する消費者被害防止の取組

【年代別契約当事者の割合(平成27年度)】



【相談の多い商品・サービス(平成27年度)】

| 商品・サービス | 件数(件) |
|---------------------------------|-------|
| 放送・コンテンツ等 (アダルト情報サイト等) | 524 |
| インターネット通信サービス (インターネット接続回線等) | 202 |
| 融資サービス (フリーローン、サラ金等) | 183 |
| 借家・賃貸アパート | 88 |
| 工事・建築 | 85 |

第2節 高齢者の独居化と特殊詐欺被害の増加

- 高齢化の進行に相まって単身高齢者が増加し、特殊詐欺による被害も深刻

課題 高齢者の見守り

第3節 大学生等の若者の状況

- 児童や生徒が、スマートフォン等を利用したトラブルに遭っている
- 就職や進学を契機に親元を離れ、自分一人で行き先でトラブルに遭う可能性も大きくなる

課題 若者への消費者教育の充実

第4節 県民世論調査の結果

- トラブルや被害に遭った時、「どこにも相談しなかった」と回答した人は29.5%
- トラブルや被害に遭わないために行政に望むこととして、「消費者被害やリコール等の情報を提供してほしい」と回答した人は64.3%

課題 消費者トラブルや被害を防ぎ、潜在化させないための情報提供や相談窓口の周知

第5節 大規模災害時等の消費行動

- 被災地以外で生活物資の買いためによる品不足が発生
- 震災後は様々な消費者トラブルに関する相談が寄せられている

課題 非常時でも適切な消費行動をとれるような教育

第3章 消費者教育の現状と課題

第1節 学校教育の現状と課題

- 小学校、中学校、高等学校等では、学習指導要領に基づき消費者教育を実施
- 「消費者教育を受けたことがない」と回答した大学生等は20.1%

課題 児童、生徒の特性や発達段階に応じた学習内容の充実
大学等での消費者教育や啓発の機会の拡大

第2節 県・市町村の現状と課題

- 県や市町村では出前講座や啓発物の配布を実施
- 今後、成人年齢を引き下げの動きがある
- 市町村では複数の業務を兼務し、消費者教育の専門性が維持されにくい

課題 さらなる学校との連携
人材育成や情報提供等を通じた市町村への支援

第3節 その他団体等の現状と課題

- 高知県金融広報委員会による金融教育、事業者によるセミナーの開催等が行われている

課題 様々な団体等と互いに連携した効果的な消費者教育の推進

第4章 重点的に取り組む施策

- 高齢者の消費者被害の防止
- 消費者被害・トラブルを潜在化させない取組の推進
- 若者(高校生・大学生等)に対する消費者教育の推進
- インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化

第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容

国の基本方針に基づき、4つの基本的な方向で消費者教育を推進する

第1節 ライフステージや消費者の特性・場の特性に応じた切れ目のない対応

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等

- 学習指導要領に基づいた消費者教育の推進
- 若年者向け消費生活講座の実施
- 若者向け啓発冊子の作成・配布

大学・専門学校等

- 若年者向け消費生活講座の実施
- メール配信やSNSを活用した啓発・情報提供

地域

- 集落活動センター等での消費生活講座の実施
- 地域見守り情報の発信
- 高齢者・障害者を地域で支えるためのネットワークの活用
- 相談窓口の周知
- 災害に便乗した悪質商法等の情報提供
- 特殊詐欺被害防止のための広報啓発

家庭

- 子どもの事故防止に向けた情報発信
- インターネット利用における親と子のルールづくりの推進

職場

- 消費生活に関する情報提供
- 事業者の実施する消費者教育の取組紹介

第2節 消費者教育の人材(担い手)の育成・活用

- 教職員への研修の実施
- 食の安全・食品表示に関する普及啓発
- くらしのサポーターの育成・支援
- 消費者教育の調整役の育成

第3節 各主体との連携・協働

- 市町村との連携・協働
- 消費者団体、事業者・事業者団体との連携・協働
- 学校教育との連携・協働

第4節 他の消費生活に関連する教育との連携

- 環境教育との連携
- 食育との連携
- 防災教育との連携

数値目標

- 若年者向け消費生活講座実施回数
- SNSでの情報発信回数
- くらしのサポーター登録者数
- 高齢者向け等消費生活講座実施回数
- 地域見守り情報の発信先の数

第6章 高知県消費者教育推進地域協議会(高知県消費生活審議会)で検証、今後の施策に反映

自ら気づき、判断し、行動することが出来る消費者十よりよい社会の発展に寄与する消費者